

長久手市行政改革指針（平成 29 年 3 月／長久手市役所 総務部行政課）

● 基本項目

①長久手市「第 2 次新しいまちづく行程表」市民に向けた行政サービスの充実

- フラッグ 1 つながり
- フラッグ 2 あんしん
- フラッグ 3 みどり

②総務省「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成 27 年 8 月 2 日）

- 1. 合理的・効率的な行政運営の推進
- 2. 財政マネジメントの強化
- 3. 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

● 重要課題項目（令和元年度～令和 5 年度計画）

【文化の家 管理の見直し】

- 1. 指定管理者制度を前提とし、さらなる外部委託を含めた調査、検討を行う
- 2. この検討をふまえた方針決定をし、新たな方策による管理を実施する
- 3. さらなる外部委託、管理系の職員の再配置を実施する

● 管理係（令和 3 年 6 月現在）

- 人員・・・正職員 5 名、会計年度任用職員 3 名
- 業務内容・・・委託契約業務（施設、舞台、受付等）、保守・修繕、住民サービス窓口（住民票、印鑑証明）、フレンズ（会員組織）対応

● 指定管理者制度

平成 15（2003）年、地方自治法の改正により、従来の公共施設の管理運営は直営もしくは委託先が公設の財団等に限定されていたが、新たな指定管理者制度では民間企業や非営利団体などにも門戸を開いた（地方自治法第 244 条の 2）。

● 施設別の指定管理者制度導入状況

	都道府県	指定都市	市区町村
体育館	97.2%	92.5%	39.8%
福祉・保健センター	72.0%	86.3%	53.2%
図書館	12.9%	23.7%	19.4%
博物館	50.3%	47.3%	27.8%
文化会館	92.2%	86.1%	51.8%

総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」（2020 年 3 月 27 日公表）から抜粋

文化の家での指定管理者制度に関するこれまでの議論

平成28年度市民参画プロジェクト（3回開催）

「直営の会館」「指定管理の会館」「指定管理から直営に戻した会館」の職員を講師に招き、指定管理制度について、市民で検討を行う。

令和2年度文化の家運営委員会

■市民参画プロジェクト意見抜粋

- 指定管理をだす側（市役所）に理念があるか、受ける側にも理念があるか、ということが重要である。
- 文化の家はすごくいい形で進んできていると思う。文化の家に2、3年関わって市役所に戻ることにより、職員の中に文化に対する意識が全体的に高くなっていると思う。
- 今の文化の家で何が課題なのかというところから出発して、それを解決するためにはどういうことに手を打たなければならないのかと考えるべき。
- 文化は目に見えるものではなく培っていくものなので良い方向にいけばいい。一番良い制度をとってもらいたい。

■運営委員会意見抜粋 令和2年9月11日

- 文化の家は、直営の成功例である。指定管理は良い面もあるが、非常にデメリットもある。指定管理でのメリットは、現在の文化の家でもすでに獲得済みのものなので、新たなメリットはないと思う。
- 市の方針であれば致し方ないが、これだけの良い環境で非常にもったいない。指定管理になっても、民間になっても、収入が増えるわけではない。「良いものを、より良いものにしていく」ということは、指定管理にすることによって達成されることではない。
- 市側は何を目的として指定管理にするのか説明が不足している。文化芸術は、支出と収入だけではない。そもそも公共施設とは何かという定義からしないといけない。収入が少ないというなら、興業主義にするしかないが、それでは民間劇場と同じになってしまう。

■ 運営委員会意見抜粋 令和2年12月26日

- 指定管理になれば、数年ごとに職員が変わってしまう。現在の受付を委託している会社のような部門だけでも、業者が変わるといろいろと不便が多い。
- 民間を有効に使うのは悪いことではないが、コストを下げるためにやるとい
うのはおかしい。
- 指定管理は否定しないし、メリットもあるけれど、文化の家に関して言えば、直営でここまでうまくいっている会館はない。あえて変えなくてもよい。理解を得てはどうか。良いものを無理に変える必要はない。
- 市の直営だとやりにくいところ、不自由なところがあるなら、今の直営で、そこを改善していけばよい。
- 民間はプレゼンをするプロフェッショナルがいて、行政側が中身を見抜けるかが重要になってくる。安い賃金で地元の芸術家を雇って、付け焼き刃で市民と連携しているように見せるが、破綻するケースもある。収入に対して支出が多いのは、公共では当たり前で、民間のいい面もあるかもしれないが、そういうマイナスの面もあるということを知っていないと、失敗することになる。
- 市役所の職員の意識が低くて、文化の家が素晴らしいことをやっているということを知らない。文化芸術は、余剰の予算でやることではなく、必要な予算だということを、市役所の人にもわかってもらいたい。文化の家に一度も来たことがない人も多いだろうし、そういう人が予算を決めているのではないか。
- 委員のみなさんとしては、できるだけ現状の直営を維持という方向でまとまっているということで、役所にはお伝え願いたい。

■ 長久手市文化芸術マスタープラン抜粋（40頁）

・施設の管理運営

文化の家で行われている文化芸術政策は、本市の文化芸術の社会基盤をつくり地域に影響が広く及ぶ性格を有するもので、収益性や効率性を重視する株式会社など民間事業者が得意とする分野とは言い難い面があります。また、特殊な舞台設備を含めた一定規模を有する複合文化施設を運営する第三セクター等の公益法人や文化団体が市内にはありません。このような背景から、文化の家の管理運営については、当面は市が責任を持つ直営とします。